

最高裁判所 御中

## 自衛隊の国民監視の違憲性・違法性の判断を求める要請書

仙台地方裁判所及び仙台高等裁判所で審理され、現在、御庁に係属している自衛隊情報保全隊の国民監視差止訴訟に対して全国から大きな関心が寄せられています。

一、二審判決ともに、国民監視文書は自衛隊が作成したものであることを明確に認め、一審判決は、自衛隊の国民監視が自己情報コントロール権を含む人格権を侵害したとして実名記録の原告5人に対する損害賠償を認め、また、二審判決も、原告1人に対する監視活動はプライバシー侵害として国家賠償を認め、これに対して一審被告国は上告を断念しました。

しかし、高裁判決は他の原告に対する請求を棄却し、その判断内容には憲法はもとより国家賠償法上も重大な問題を有しております。また、いずれの判決も監視行為そのものへの憲法判断を避けている重大な問題を残しました。

自衛隊の国民監視は、全国民を対象に、今でも続いております。そのことは、自衛隊幹部の証人尋問を通して明らかにされました。

特に、安全保障関連法制が施行されたもとので、国家の政策に反対する市民の表現活動に対して、「反自衛隊活動」等のレッテルを貼って監視することは、戦前の「憲兵政治」を復活させるもので、現憲法下では禁じられていることです。

自衛隊情報保全隊による国民監視は、高裁が認定したプライバシー侵害や地裁が認定した人格権である自己情報コントロール権侵害だけでなく、表現の自由、思想・信条の自由など、憲法で保障された基本的人権を踏みにじるものであり、認めることはできません。

私たちは、御庁に対して、憲法の番人にふさわしく、自衛隊の国民監視という違憲・違法行為の暴走をくい止める明快な判断をされるよう要請いたします。

- 1 弁論を開いて監視行為の違憲性・違法性の判断を行うこと。
- 2 一審被告国(自衛隊)に原告に対する国家賠償を命ずること。

氏 名	住 所

〈送付先〉 一番町法律事務所(〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2-10-24 翠ビル 2F)